

## 第4編 伊那中央行政組合職員の定年等に関する条例

### 伊那中央行政組合職員の定年等に関する条例

昭和59年12月27日

条例第1号

改正 平成10年4月1日 条例第1号      平成18年3月31日 条例第8号  
      平成15年4月1日 条例第1号      平成26年4月1日 条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項から第3項まで、第28条の3並びに第28条の4第1項及び第2項の規定に基づき、職員の定年等に関する必要な事項を定めるものとする。

(定年による退職、定年、定年による退職の特例、定年退職者の再任用等の準用規定等)

第2条 定年による退職、定年、定年による退職の特例、定年退職者の再任用等については、伊那市職員の定年等に関する条例（平成18年伊那市条例第25号）及び伊那市職員の定年等に関する規則（平成18年伊那市規則第21号）並びに伊那市職員の再任用に関する条例（平成18年伊那市条例第23号）を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「組合長」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、伊那市職員の定年等に関する条例第3条は、「職員の定年は、年齢60年とする。ただし、伊那中央病院において医療業務に従事する医師及び歯科医師は、年齢65年とする。」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年4月1日条例第1号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日条例第1号）

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、第2条の規定にかかわらず、伊那中央病院院長の定年は、65年を超える年齢で組合長が別に定める。

附 則（平成18年3月31日条例第8号抄）

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

附 則（平成26年4月1日条例第1号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。